平成２４年（フ）第３４５５号
大阪市旭区大宮４丁目17番９―106号
債務者　石川　稚子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４７０号
大阪府東大阪市吉田３丁目３―28　小島俊博方、住民票上の住所大阪府東大阪市菱江２丁目10番12号
債務者　鈴木　裕子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４８４号
大阪府茨木市寺田町９番27号、前住所大阪府茨木市園田町15番25号
債務者　尾﨑　達義
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５０４号
大阪府三島郡島本町高浜１丁目22番17号
債務者　長見　市雄
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５４７号
大阪府枚方市磯島茶屋町16番９―406号
債務者　秋口　謙介
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６２１号
大阪市住吉区我孫子５丁目４番32号　パークハイツあびこ105号
債務者　加藤　憲男
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９号
北海道滝川市滝の川町東２丁目13番２―1012号　滝の川団地
債務者　亀田　博幸
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
北海道滝川市江部乙町1588番地５
債務者　埜瀬智恵子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第９号
北海道爾志郡乙部町字緑町296番地の３
債務者　松村　武弘
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２４年（フ）第２４５号
新潟市西区五十嵐２の町8218番地８
債務者　星野美佐子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８２号
新潟県新発田市中川117番地
債務者　藤間　綾子（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第８８号
新潟県新発田市五十公野2227番地２　ノーブル・イリス201
債務者　篠原　美幸
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第８９号
新潟県村上市山居町１丁目11番15号
債務者　髙橋　洋子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第９１号
新潟県新発田市本町１丁目10番９号
債務者　荒井　考二
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１７６号
愛知県一宮市八幡５丁目１番16―204号　県営一宮八幡第二住宅
債務者　上手　早苗
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１９７号
愛知県一宮市大和町馬引字古宮14番地９
債務者　平尾　裕典
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１８６号
香川県高松市桜町１丁目16番22号　細谷アパート２階西側201号室
債務者　尾崎　　優
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
高松地方裁判所破産・再生係